

**生活交通確保維持改善計画**  
(地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係)

令和元年6月20日  
(名称) 瑞浪市公共交通会議

|   |
|---|
| <b>0. 生活交通確保維持改善計画の名称</b>   |
| 瑞浪市地域内フィーダー系統確保維持計画   |
| <b>1. 地域公共交通確保維持に係る目的・必要性</b>   |
| <p>瑞浪市内の公共交通は、他市に跨る鉄道や東濃鉄道バスなどの他、タクシー、コミュニティバス、市が運営するデマンド交通（平成28年10月から導入）がある。</p> <p>平成25年度に、瑞浪市地域公共交通会議では、公共交通全体の基本方針を定めた瑞浪市地域公共交通総合連携計画を策定した。</p> <p>平成27年度には、連携計画に基づいて公共交通体系を構築するために、コミュニティバスの再編、デマンド交通の導入等、市内の公共交通体系について具体的に定めるために「瑞浪市生活交通ネットワーク計画」を策定し、公共交通の構築にあたっては、次の方針で取り組むこととしている（同計画P2）。</p> <p>（1）交通不便地域の解消</p> <p>昼間の買い物や通院目的で利用できるコミュニティバスが通っていない地域を極力解消する。</p> <p>（2）公共交通ネットワークの構築</p> <p>市内の公共交通ネットワークを一体的に捉え、維持、活性化させる観点から、各公共交通の連携を強化する。</p> <p>市南部については、現行の東濃鉄道バス路線を活かす形とする。</p> <p>（3）サービス水準の維持、向上</p> <p>地域ごとに、現在ある各公共交通のサービス水準（運行本数、各地から市中心部までの直通等）をできるだけ維持することとする。</p> <p>これらの項目を満たし効率的な運行を実施するために、市内の公共交通体系は地域によって公共交通状況が異なることから、北部地域と中心部・南部地域に切り分けて公共交通体系を構築する（「瑞浪市生活交通ネットワーク計画」P3）。</p> <p>（1）北部地域</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・平成28年10月から日吉・大湫地域においてコミュニティバスからデマンド交通へ移行する。<br/>併せて、まちづくり推進協議会が運行するデマンド交通（コミバス大湫）は廃止する。</li><li>・平成29年10月から釜戸地域においてコミュニティバスからデマンド交通へ移行する。（平成29年4月から平成29年9月まで実証運行を実施する。）</li><li>・通学対応については、平成30年度まではコミュニティバスにより対応する。平成31年度以降は、統合後の瑞浪北中学校はスクールバス、小学校はコミュニティバスまたはスクールバスとする。</li></ul> <p>（2）中心部・南部地域</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・東濃鉄道バスとコミュニティバスの運行とする。</li><li>・平成28年度の瑞浪南中学校への統合後は、中学校はスクールバスを運行する。</li></ul> |

平成28年度から、市北部地域にデマンド交通を導入することで、JR瑞浪駅を発着する幹線公共交通の路線バスに接続する路線を確保し、住民の生活交通を維持することに努めている。平成29年度には、デマンド交通の導入地区を増やし、さらに住民の生活交通の利便性の向上を図っている。

このため、地域公共交通確保維持事業により、対象路線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

【対象路線】瑞浪市デマンド交通　日吉・明世ルート  
大湫・日吉東部ルート  
釜戸ルート

※瑞浪駅にて東濃鉄道バス明智線及び瑞浪＝駄知＝多治見線と接続

## 2. 地域公共交通確保維持の定量的な目標・効果

### (1) 事業の目標

デマンド交通の各年度の目標を次のとおりとする。各ルート1日6便の運行のうち、日吉・明世ルートでは4便、大湫・日吉東部ルートでは2便、釜戸ルートでは2便の実運行を見込み、大湫・日吉東部ルート、釜戸ルートの2ルートにおいては、それぞれ1年で0.25便ずつ増やすことを目標とする。また、乗合人数については2人／便を見込み、利用人数の目標を下記のとおりとする。

<目標>

平成31年度（2018年10月～2019年9月） 16人／日（参考）

（令和元年度） 運行便（1日6便中） 日吉・明世ルート 4便  
大湫・日吉東部ルート 2便  
釜戸ルート 2便

令和2年度（2019年10月～2020年9月） 17人／日

運行便（1日6便中） 日吉・明世ルート 4便  
大湫・日吉東部ルート 2.25便  
釜戸ルート 2.25便

令和3年度（2020年10月～2021年9月） 18人／日

運行便（1日6便中） 日吉・明世ルート 4便  
大湫・日吉東部ルート 2.5便  
釜戸ルート 2.5便

令和4年度（2021年10月～2022年9月） 19人／日

運行便（1日6便中） 日吉・明世ルート 4便  
大湫・日吉東部ルート 2.75便  
釜戸ルート 2.75便

<実績>

平成30年度（2017年10月～2018年9月） 10.5人／日（現行3ルート）

運行便（1日6便中） 日吉・明世ルート 2.54便  
大湫・日吉東部ルート 2.07便  
釜戸ルート 1.82便

平成29年度（2016年10月～2017年9月） 5. 3人／日（導入年：2ルート）

運行便（1日6便中）日吉・明世ルート1. 96便

大湫・日吉東部ルート1. 60便

また、瑞浪市地域公共交通総合連携計画に掲げられている次の目標を達成することを目指す（同計画P54）。「利用しやすい公共交通が整っていると感じる市民の割合」（市民アンケート調査による）について、平成25年度の実績値41.4%を、令和5年度に47.1%とする。（瑞浪市第6次総合計画）そのため令和2年度以降の目標を下記のとおりとする。

<目標>

平成31年度 44.7%（参考）

令和2年度 45.3%

令和3年度 45.9%

令和4年度 46.5%

<実績>

平成25年度：41.4%

平成26年度：34.1%

平成27年度：32.1%

平成28年度：36.3%

平成29年度：38.4%

平成30年度：33.4%

## （2）事業の効果

デマンド交通によって、市北部地域の日吉・大湫・明世・釜戸地区と、地域間幹線系統である東濃鉄道「明智線」及び「瑞浪＝駄知＝多治見線」や市街地を結ぶ移動手段が確保され、地域の住民の日常生活に必要な移動手段が維持される。

デマンド交通を運行する地域には、以前は昼間に市街地へ向かうコミュニティバスが通っていなかった地域もあるが、デマンド交通の導入によって昼間にも市街地へ向かう交通手段ができたことで、市街地を訪れる人数や乗り継ぎにより他の公共交通機関を利用する人数が増加することが期待される。

また予約受付システムの活用により、利用者の事前登録時に予め利用する乗降場所をシステムに設定しておくことで、利用予約時に効率的なルートと時間を利用者に即座に提示し、利用者増にも対応でき、利用者の利便性向上が図られている。

日吉・明世ルート及び釜戸ルートでは、昼間に市街地へ向かうコミュニティバスが通っていなかった地域である、日吉町北野、深沢、田高戸、平岩、南垣外、常柄、及び釜戸町平山、論柄、神徳、川戸、上平にも昼間利用できるデマンド交通が運行することで地域住民の移動手段を確保した。

大湫地区では、地域組織である大湫町コミュニティ推進協議会がデマンド交通「コミバス大湫」を運行していたが、平成28年10月から市運営のデマンド交通の導入により、平成28年9月をもって廃止した。市運営のデマンド交通の運行を開始した大湫・日吉東部ルートでは、大湫地区に加え、昼間に市街地へ向かうコミュニティバスが通っていなかった日吉東部地域の日吉町宿、宿洞、半原、三和之郷の各地区も運行ルート上に設定したこと、今後も新たな利用者の増加が期待できる。

さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

### 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・毎年度、デマンド交通の周知及び利用促進のため、時刻表を印刷、製本の上、全戸配布を行う。  
(瑞浪市) (瑞浪市地域公共交通総合連携計画 (抜粋 : 後期) P 5)
- ・市広報、地域広報誌にデマンド交通利用啓発の記事を掲載し、利用促進を図る。(瑞浪市、自治会)  
(瑞浪市地域公共交通総合連携計画 (抜粋 : 後期) P 5、 6)
- ・地域の自治会の会合に出向き、デマンド交通の制度説明会を行い、利用方法等の制度周知を行う。また、長寿会等の会合にも出向いて制度説明を行い、同様に利用方法等の制度周知を行う。特に、デマンド交通の運行稼働率が低い釜戸ルートの沿線地域では、市中心部への移動のほか、J R 釜戸駅や釜戸公民館など釜戸町内の主要施設への移動手段としても利用できる具体的な方法を例示し、利用の促進並びに効率的な活用を図る。(瑞浪市) (瑞浪市地域公共交通総合連携計画 (抜粋 : 後期) P 6)  
(例) 釜戸公民館で行われる長寿会の行事、教室等にデマンド交通を利用することを促す。多くの方が集まる行事等への移動手段として利用を促すことにより、利用者の増加並びに乗合利用の増加を図る。
- ・自治会要望の集約、デマンド交通・コミュニティバスの利用者、登録者へのアンケート調査を実施し、自治会、登録者、利用者のニーズに的確に応え、利用しやすい交通手段となるよう、対応可能な要望については順次対応していく。(瑞浪市、自治会) (瑞浪市地域公共交通総合連携計画 (抜粋 : 後期) P 4)
- ・運転免許証自主返納支援制度を実施し、自家用車から公共交通への利用転換を促進し、デマンド交通等の新規利用者の掘り起しを図る。(瑞浪市) (瑞浪市地域公共交通総合連携計画 (抜粋 : 後期) P 5、 6)  
※運転免許証自主返納支援制度の内容  
運転免許証を自主返納する高齢者に対して、コミュニティバス、デマンド交通、東鉄バス、タクシーの回数券、利用券を5, 000 円分交付する制度。高齢者交通安全教室、長寿会などでPRする。
- ・デマンド交通の観光利用を促進し利用者の増加に繋げる。(瑞浪市、観光施設)  
※デマンド交通の観光利用の内容  
以前より観光客から問い合わせが多かった中山道宿場町(大湫宿、細久手宿)、市民公園(化石博物館等)への交通手段について、デマンド交通を観光目的で利用できる運用とした。市のホームページ、広報のほか、観光施設のホームページにおいても、交通アクセスにデマンド交通を掲載しPRする。(瑞浪市地域公共交通総合連携計画 (抜粋 : 後期) P 6)

### 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

別添「表1」を参照

なお、瑞浪市デマンド交通の事業概要は以下のとおり

#### (1) 運行区域

瑞浪市のうち

日吉町、大湫町、釜戸町、土岐町、寺河戸町、上平町、樽上町、上野町、北小田町、西小田町、小田町、薬師町、和合町、下沖町、宮前町、高月町、一色町、須野志町、明世町月吉、明世町山野内、明世町戸狩、松ヶ瀬町

恵那市のうち

武並町、三郷町

#### (2) 運送の区間 (別紙デマンド運行基本ルート路線図参照)

往路：日吉・大湫・明世・釜戸地区は、各基本ルート内で、予め設定した乗降場所及び設定したフリー乗降区間での乗降とする。市街地エリア内は、降車に限る。

復路：市街地エリア内は、乗車に限る。日吉・大湫・明世・釜戸地区は各基本ルート内で、予め設定した乗降場所及び設定したフリー乗降区間での乗降とする。

(3) 使用車両

セダン型（普通車定員4名）、ジャンボタクシー（定員5～9名）、小型バス（定員10名～27名）

※予約状況により乗車可能な車両で運行する。

(4) 運行日

月曜日から金曜日

※土・日・祝日及び12月30日～1月3日は運休

(5) 便数及び運行時間（別紙デマンド運行時刻表参照）

往復3便（往路は午前2便、午後1便、復路は午前1便、午後2便運行）

1便あたり30分から1時間

※予約がない場合は運行しない。

(6) 運賃

1乗車 500円

※中学生以下は無料。

※未就学児は保護者同伴が条件となる。（未就学児のみの乗車はできない。）

【障がい者割引】

| 障がいの種類 | 対象者                     | 割引率 |
|--------|-------------------------|-----|
| 身体障がい  | 1種<br>本人及び介護者（1名）       | 50% |
|        | 2種<br>本人のみ              |     |
| 知的障がい  | A1・A2・B1<br>本人及び介護者（1名） | 50% |
|        | B2<br>本人のみ              |     |
| 精神障がい  | 1級・2級<br>本人及び介護者（1名）    | 50% |
|        | 3級<br>本人のみ              |     |

回数乗車券

11枚綴り 5,000円 障がい者割引時 11枚綴り 2,500円

(7) 予約受付

事前に登録された旅客を運行

事前予約制

予約受付は、平日の午前9時から午後5時まで（予約システムを導入する）

利用日の1週間前（7日前）から前日の午後5時まで予約受付

※利用日の前日が休日の場合は、その直前の平日

(8) 運送予定者

平和コーポレーション株式会社

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

瑞浪市

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

平和コーポレーション株式会社

|  |
|--|
| <b>7. 補助を受けようとする系統等に係る利用状況等の継続的な測定方法</b><br>【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】   |
| 該当なし   |
| <b>8. 別表1の補助事業の基準ニに基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要</b>  |
| 該当なし   |
| <b>9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】</b>   |
| 該当なし   |
| <b>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項</b><br>【地域間幹線系統のみ】  |
| 該当なし   |
| <b>11. 外客来訪促進計画との整合性</b> 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】  |
| 該当なし   |
| <b>12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要</b>  |
| 別添「表5」を参照<br>対象地域：岐阜県瑞浪市、恵那市   |
| <b>13. 車両の取得に係る目的・必要性</b>  |
| 該当なし   |
| <b>14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果</b>   |
| (1) 事業の目標<br>該当なし  |
| (2) 事業の効果<br>該当なし  |
| <b>15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者</b>   |
| 該当なし   |
| <b>16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）</b>  |
| 該当なし   |
| <b>17. 協議会の開催状況と主な議論</b>   |
| 平成25年度<br>第1回瑞浪市地域公共交通会議（平成25年5月13日）<br>・会議規程等承認<br>・平成25年度予算承認<br>・瑞浪市地域公共交通総合連携計画策定業務委託事業者選定<br>・幹事会、瑞浪市地域公共交通総合連携計画策定業務プロポーザル審査分科会委員選考<br>第2回瑞浪市地域公共交通会議（平成25年7月8日） |

- ・瑞浪市地域公共交通総合連携計画策定業務委託事業者選定
- ・各種アンケート調査実施承認

第3回瑞浪市地域公共交通会議（平成25年12月18日）

- ・平成25年度補正予算承認
- ・瑞浪市地域公共交通総合連携計画策定方針検討

第4回瑞浪市地域公共交通会議（平成26年2月25日）

- ・瑞浪市コミュニティバス運行経路等変更承認（平成26年4月改正）
- ・瑞浪市地域公共交通総合連携計画（案）、パブリックコメント実施承認

第5回瑞浪市地域公共交通会議（平成26年3月24日）

- ・瑞浪市地域公共交通総合連携計画策定承認

平成26年度

第1回瑞浪市地域公共交通会議（平成26年7月7日）

- ・平成25年度事業報告及び決算の承認
- ・平成26年度事業計画案及び予算案の承認
- ・瑞浪市生活交通ネットワーク計画策定業務プロポーザル審査分科会委員選考

第2回瑞浪市地域公共交通会議（平成27年1月16日）

- ・瑞浪南中学校のスクールバスについて
- ・東濃鉄道「瑞浪＝土岐線」廃線の対応検討
- ・瑞浪市生活交通ネットワーク計画素案検討
- ・瑞浪市生活交通ネットワーク計画分科会設置検討

第3回瑞浪市地域公共交通会議（平成27年3月4日）

- ・公共交通体系再構築基本方針承認
- ・パブリックコメント実施承認
- ・平成26年度補正予算案承認

第4回瑞浪市地域公共交通会議（平成27年3月20日）

- ・瑞浪市生活交通ネットワーク計画案検討

平成27年度

第1回瑞浪市地域公共交通会議（平成27年4月28日）

- ・平成26年度事業報告及び決算の承認
- ・平成27年度事業計画案及び予算案の承認
- ・瑞浪市生活交通ネットワーク計画の策定について

第2回瑞浪市地域公共交通会議（平成27年8月3日）

- ・瑞浪市内の交通状況について
- ・デマンド交通導入のスケジュールについて
- ・多治見市における路線バス昼間割引制度について
- ・バス車両の移動円滑化基準適用除外認定申請について

第3回瑞浪市地域公共交通会議（平成28年1月15日）

- ・瑞浪市生活交通ネットワーク計画の修正について

- ・デマンド交通導入のスケジュールについて

#### 平成28年度

##### 第1回瑞浪市地域公共交通会議（平成28年5月26日）

- ・平成27年度事業実績報告
- ・平成28年度事業計画案及び予算案の承認
- ・瑞浪市コミュニティバス運行内容変更案（平成28年10月改正）の承認
- ・瑞浪市デマンド交通運行内容案（平成28年10月導入）の承認
- ・地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請について

##### 第2回瑞浪市地域公共交通会議（書面協議）（平成28年6月27日）

- ・生活交通確保維持改善計画の策定について

##### 第3回瑞浪市地域公共交通会議（平成29年2月2日）

- ・平成28年度決算の承認
- ・瑞浪市コミュニティバス運行内容変更案（平成29年4月改正）について
- ・瑞浪市デマンド交通運行内容変更案（平成29年4月改正）について  
(釜戸地区における試験運行)

#### 平成29年度

##### 第1回瑞浪市地域公共交通会議（書面協議）（平成29年6月20日）

- ・平成28年度事業実績報告及び決算について
- ・平成29年度事業計画案及び収支予算案の承認
- ・地域内フィーダー系統確保維持計画案について
- ・瑞浪市地域公共交通総合連携計画事業実施状況の評価案について

##### 第2回瑞浪市地域公共交通会議（平成30年1月12日）

- ・瑞浪市コミュニティバス運行内容変更案（平成30年4月改正）について
- ・瑞浪市デマンド交通運行内容の変更案（平成30年4月改正）について
- ・地域内フィーダー系統確保維持計画事業評価について

#### 平成30年度

##### 第1回瑞浪市地域公共交通会議（書面協議）（平成30年6月15日）

- ・平成29年度事業実績報告及び決算について
- ・平成30年度事業計画案及び予算案について
- ・地域内フィーダー系統確保維持計画案について
- ・瑞浪市地域公共交通総合連携計画の評価案について

##### 第2回瑞浪市地域公共交通会議（平成31年1月7日）

- ・瑞浪市コミュニティバス運行内容変更案（平成31年4月改正）について
- ・瑞浪市デマンド交通運行内容の変更案（平成31年4月改正）について
- ・瑞浪市地域公共交通総合連携計画の具体的事業の整理について
- ・地域内フィーダー系統確保維持計画事業評価について

#### 18. 利用者等の意見の反映状況

市民アンケート調査、バス利用者アンケート調査、デマンド交通登録者アンケート調査、区長会要望調査等により得られた住民や利用者、バス停設置施設の意見を反映して、瑞浪市地域公共交通総合連携計画と瑞浪市生活交通ネットワーク計画を作成した。その後も同様の方式で利用者等の意見聴取を行い、ダイヤ改正等の際に反映させている。

#### 19. 協議会メンバーの構成員

|                  |  |
|------------------|--|
| 関係都道府県           | 岐阜県都市建築部都市公園整備局公共交通課   |
| 関係市区町村           | 瑞浪市  |
| 交通事業者・交通施設設置管理者等 | 岐阜県バス協会<br>岐阜県タクシー協会<br>東濃鉄道株式会社<br>平和コーポレーション株式会社<br>大湫町コミュニティ推進協議会<br>(「コミバス大湫」(平成28年9月まで大湫地区にて運行)の事業者の代表として平成28年度まで委員としていたが、「コミバス大湫」の廃止により、平成29年度より委員から除外している。)<br>多治見警察署<br>平和コーポレーション株式会社バス乗務員労働組合<br>中部地方整備局多治見砂防国道事務所<br>岐阜県多治見土木事務所<br>瑞浪市建設部土木課 |
| 地方運輸局            | 中部運輸局岐阜運輸支局  |
| その他協議会が必要と認める者   | 瑞浪市連合自治会<br>瑞浪市PTA連合会<br>中部大学工学部教授<br>東濃厚生病院   |

#### 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 岐阜県瑞浪市上平町1丁目1番地

(所属) 瑞浪市経済部商工課

(氏名) 鈴木 彩

(電話) 0572-68-9803

(e-mail) [shoko@city.mizunami.lg.jp](mailto:shoko@city.mizunami.lg.jp)